人事異動

内閣

（財務省主税局税制第三課長）
財務事務官　吉野維一郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する
内閣官房皇室典範改正準備室参事官を免ずる（一月一日）

人事院

（内閣府再就職等監視委員会事務局長）
塚田　治
事務総局付に転任させる
（人材局審議官）
西　浩明
公務員研修所副所長の併任を解除する
内閣府に出向させる（以上一月一日）

内閣府

（人事院人材局審議官）人事院事務官　西　浩明
内閣府事務官（再就職等監視委員会事務局長）に転任させる
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　佐伯　浩治
内閣府事務官（宇宙開発戦略推進事務局審議官）の併任を解除する
（再就職等監視委員会事務局長）内閣府事務官　塚田　治
人事院に出向させる
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　須藤　憲司
内閣府事務官（宇宙開発戦略推進事務局参事官）に転任させる
（経済社会総合研究所景気統計部長）内閣府事務官　西崎　寿美
参事官（総括担当）政策統括官（経済社会システム担当）付に配置換する
（参事官（総括担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））同　松多　秀一
経済社会総合研究所景気統計部長に配置換する
（総務省大臣官房付）総務事務官　小谷　敦
地方創生推進事務局参事官（構造改革特別区域担当）に併任する
地方創生推進事務局参事官（総合特別区域担当）に併任する
地方創生推進事務局参事官（国家戦略特別区域担当）に併任する
（宇宙開発戦略推進事務局参事官）内閣府事務官　行松　泰弘
文部科学省に出向させる
内閣府事務官（宇宙開発戦略推進事務局審議官）に併任する（以上一月一日）

復興庁

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　黒田　憲司
復興事務官（統括官）に昇任させる
（統括官）復興事務官　樺島　徹
国土交通省に出向させる
（外務省国際協力局政策課企画官）外務事務官　山崎　文夫
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
（統括官付参事官）復興事務官　白石　蔵人
外務省に出向させる（以上一月一日）

法務省

（鳥取地方検察庁次席検事）検事　田畑　光行
かねて鳥取地方検察庁米子支部勤務を命ずる
かねて鳥取地方検察庁米子支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事法務総合研究所研究部室長研究官）同　池田　暁子
（東京地方検察庁立川支部検事）同　赤石梨絵子
（鳥取地方検察庁米子支部長）同　加藤　秀俊
辞職を承認する（各通）（以上二十九年十二月二十八日）

○定年退官

横浜区検察庁副検事和田邦彦は、検察庁法第二十二条の規定により二十九年十二月二十八日限り定年退官

皇室事項

新年祝賀の儀

一月一日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

官庁報告

官庁事項

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月十三日に、利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成三十年一月十日
関東地方整備局長　泊　宏

法務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人岩田嘉彦は願により公証人を免ぜられた。

田近年則は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人岩田嘉彦の後任を命ぜられた。（以上二十九年十二月二十六日）（法務省）

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第1号

北海道地方交通審議会から北海道内航鋼船運輸業及び木船運航業最低賃金（平成9年北海道運輸局最低賃金公示第5号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成9年北海道運輸局最低賃金公示第6号）、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第2号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

平成30年1月10日

北海道運輸局長　石崎　仁志

北海道地方交通審議会の意見（要旨）

1．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金額の職員（船長を含む。）「245,800円」を「246,800円」に、ただし書の職員「229,350円」を「230,350円」に、部員「186,500円」を「187,600円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「177,350円」を「178,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

2．北海道海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,650円」を「242,700円」に、部員「180,450円」を「181,500円」にそれぞれ改正することが適当である。

3．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「197,900円」を「198,700円」に改正することが適当である。

関東運輸局最低賃金公示第1号

関東地方交通審議会から関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第5号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第6号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第2号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231―8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地」あて提出されたい。

平成30年1月10日

関東運輸局長　河田　守弘